

大阪市規則第22号

大阪市西区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（事務分掌） 第3条 西区役所の事務分掌は、次のとおりとする。 総務課 〔(1)～(4) 略〕 (5) <u>広報及び市民の各種相談その他広聴に</u>関すること 〔(6)～(11) 略〕 地域支援課 〔(1) 略〕 〔削る〕 <u>(2)～(10)</u> 〔略〕 別表（第4条関係） 〔略〕 <u>保健担当課長</u> <u>子育て支援担当課長</u>	（事務分掌） 第3条 〔同左〕 総務課 〔(1)～(4) 同左〕 (5) <u>広報</u>に関すること 〔(6)～(11) 同左〕 地域支援課 〔(1) 同左〕 <u>(2)</u> 市民の各種相談その他広聴に関すること <u>(3)～(11)</u> 〔同左〕 〔同左〕 別表（第4条関係） 〔同左〕 <u>子育て支援担当課長</u> <u>生活支援担当課長</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。